

# 文京区まちづくり推進連絡調整会議要綱

制 定	昭和63年8月15日	63文ま副1発第603号
改 正	平成14年6月18日	14文都計第198号
改 正	平成26年3月31日	25文都計第10381号
改 正	令和3年5月14日	2021文都都第45号

## (目的)

第1条 この要綱は、文京区まちづくり推進連絡調整会議（以下「会議」という。）を設置し、各部門間の連絡調整を円滑に行うことにより、まちづくりを総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

## (所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について必要により連絡調整を行うものとする。

- (1) まちづくり基本計画等の策定及び変更に係る事項
- (2) まちづくり関連事業に係る事項
- (3) その他まちづくりの推進に必要な事項

## (組織)

第3条 会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、都市計画部長の職にある者とし、会議を代表し、その事務を総括する。
- 3 副会長は、企画政策部長の職にある者とし、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 委員は、土木部長、資源環境部長の職にある者とする。

## (招集)

第4条 会議の招集は、会長が行う。

## (分科会)

第5条 第2条各号に掲げる事項について調査、研究又は作業を行うため、会議に次の各号に掲げる分科会を設けることができる。

- (1) 都市計画分科会
- (2) まちづくり計画策定分科会
- (3) 景観分科会
- (4) 大型建築物検討分科会
- (5) その他会長が必要であると認めた分科会

2 前項に規定する分科会は、職員のうちから会長が指名する者をもって構成する。

## (委員以外の者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の部長等を会議又は分科会に出席させ、意見を聴くことができる。

## (庶務)

第7条 会議の庶務は、都市計画部都市計画課が担当する。

## (委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、会長が定める。

## 付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

# 文京区まちづくり推進連絡調整会議要綱の施行に係る大型建築物等に関する取扱要領

制定 平成30年1月29日 29文都都第232号  
改正 令和3年4月1日 2021文都都第68号  
改正 令和6年1月18日 2023文都都第1005号

## (目的)

第1条 この要領は、文京区まちづくり推進連絡調整会議要綱(昭和63年8月15日63文ま副1発第603号。以下「要綱」という。)第8条の規定に基づき、大型建築物等に関する取扱について必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要領で使用する用語の意義は、建築基準法(昭和25年法律第201号。)及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。)で使用する用語の例による。

## (大型建築物等に関する協議対象)

第3条 大型建築物等に関する協議の対象は、次の各号に掲げるものとし、事業者は当該建築計画について、区と協議するものとする。

- 一 高さ60メートル以上の建築計画
- 二 建築基準法第59条の2の規定に基づく総合設計制度を活用する建築計画
- 三 公共性が高いなど特に協議を必要と認めた建築計画
- 四 敷地面積が3,000平方メートル以上の建築計画(ただし、建築する建築物の延べ面積が3,000平方メートルを超え、かつ、高さが20メートルを超える建築計画に限る。)
- 五 共同住宅・寄宿舍で住戸数が100戸以上、又は延べ面積が10,000平方メートル以上の建築計画

## (協議先)

第4条 前条第1項第一号から第三号までの建築計画については、要綱第5条第1項第四号に掲げる大型建築物検討分科会(以下「分科会」という。)における協議とする。

2 前条第1項第四号及び第五号の建築計画については、別表に掲げる関係各課との協議とする。

## (協議の方法)

第5条 前条第1項の協議については、事業者は協議申請書(別記様式第1号)を区に提出し、分科会において建築計画の内容を説明するものとする。

2 前条第2項の協議については、事業者は協議申請書(別記様式第1号)を区に提出し、必要に応じて関係各課に計画内容を説明するものとする。

3 前各項の協議申請書の提出部数は、別表に掲げる数とし、提出時期は、原則として建築確認申請及び総合設計許可申請の60日前までとする。

4 都市計画課は、協議申請書を受理した場合、別表に掲げる関係各課に協議申請書の写しを送付す

る。

- 5 関係各課より要請事項がある場合は、都市計画課で取りまとめ、事業者に対して要請書（別記様式第2号）を通知するものとする。
- 6 事業者は、前項による通知を受けた場合には、通知日から30日以内に、区長に対して文書（別記様式第3号）（以下「回答書」という。）により回答するものとする。ただし、事業者から文書により申出があった場合には、回答の期限を延期することができる。
- 7 都市計画課は、回答書を受理した場合、別表に掲げる関係各課に回答書の写しを送付する。
- 8 関係各課は、回答内容等について、事業者と引き続き、協議等の必要がある場合においては、個別に対応するものとする。

（分科会の開催）

第6条 第4条第1項の規定により分科会を開催する場合は、都市計画課から別表に掲げる関係各課に開催通知を送付する。

（議会への報告）

第7条 分科会において協議したもののうち、区長が特に必要と認めた建築計画については、その建築概要について議会報告を行う。

付 則

この要領は、令和6年1月18日から施行する。

## 大型建築物等協議先一覧

令和6年1月18日現在

協議先		①高さ60m以上 ②総合設計制度 ③公共性が高い	④敷地面積3,000㎡以上 建築物の延べ面積が3,000㎡超 かつ高さが20m超に限る	⑤共同住宅・寄宿舎 100戸以上、延床1万㎡以上
		大型建築物 ※1 検討分科会	資料送付 ※2	資料送付 ※3
1	企画政策部企画課長	○	○	○
2	総務部総務課長	○	○	
3	〃 防災課長	○		
4	区民部区民課長	○	○	
5	〃 経済課長	○		
6	アカデミー推進部アカデミー推進課長	○	○	
7	福祉部福祉政策課長	○	○	
8	子ども家庭部子育て支援課長	○	○	○
9	〃 幼児保育課長	○		○
10	〃 子ども施設担当課長	○		○
11	保健衛生部生活衛生課長	○	○	
12	都市計画部都市計画課長	○	○	○
13	〃 地域整備課長	○		
14	〃 住環境課長	○		
15	〃 建築指導課長	○		
16	土木部管理課長	○	○	
17	〃 道路課長	○		
18	〃 みどり公園課長	○		
19	資源環境部環境政策課長	○	○	
20	〃 文京清掃事務所長	○		
21	施設管理部施設管理課長	○	○	
22	教育推進部教育総務課長	○	○	
23	〃 児童青少年課長	○		
協議申請書の必要部数		正1部 副1部	正1部 副1部	正1部 副1部

※1 要領第3条第1項第一号から第三号までの建築計画は、要綱第5条第1項第四号に掲げる大型建築物検討分科会における協議とする。

※2 要領第3条第1項第四号の建築計画は、各部庶務担当課長に資料を送付する。

※3 要領第3条第1項第五号の建築計画は、子ども家庭部子育て支援課長に資料を送付する。